

もろ さわ 両 澤 会 計 だ よ り

税理士法人 両 澤

代表税理士 小 林 政 昭 税理士 山 中 榮 登 税理士 竹 花 節 夫

編集発行人 事務長 両 澤 透

〒384-2202 長野県佐久市望月285番地1

TEL : 0267 (53) 2400 FAX : 0267 (53) 5514

http://moro.zei-mu.jp e-mail : morosawa@sas.janis.or.jp



◆ 8月の税務と労務

8月

(葉月) AUGUST

2022 (令和4年)

11日・山の日

国 税	7月分源泉所得税の納付	8月10日
国 税	6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	8月31日
国 税	12月決算法人の中間申告	8月31日
国 税	9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	8月31日
国 税	個人事業者の消費税等の中間申告	8月31日
地方税	個人事業税第1期分の納付	
	都道府県の条例で定める日	
地方税	個人住民税第2期分の納付	
	市町村の条例で定める日	

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

ワンポイント

国の借金 国債と借入金、それに政府短期証券の残高を合わせた、いわゆる「国の借金」は今年3月末現在で1,241兆3,074億円と6年連続で過去最大を更新しています。医療や介護、年金などの社会保障費や新型コロナ対策への財政出動が要因で、日本の人口(約1億2,273万人)を基にした単純計算で国民1人当たりの借金は1,011万円超となっています。



消費税の 課否判定 (Q & Aを交えて)

そこで今回は、消費税の課否判定についてQ & Aを交えながら確認してみます。

消費税の課税対象等を分類すると図表のようになります。

課 税 対 象	課 税
	免 税
	非課税
課税対象外	不課税

④ 資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

- ・公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類する資産の譲渡等
- ・介護保険法の規定に基づく、居宅・施設・地域密着型介護サービス等、社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等
- ・医師、助産師その他医療に関する施設の開設者による、助産に係る資産の譲渡等
- ・墓地、埋葬等に関する法律に規定する埋葬・火葬に係る埋葬料・火葬料を対価とする役務の提供
- ・一定の身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造、又は機能を有する物品の譲渡、貸付等
- ・学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金・入学検定料、施設設備費等
- ・教科用図書の譲渡
- ・住宅の貸付け（１か月未満の貸付けなどは除きます）

四 Q & A

最後に課税、非課税、免税、不課税の区分に仕訳するのがわかりにくい取引等を中心にQ & Aで確認していきます。

Q1 売上は一般的には、消費税が課税となるものが大多数と思われますが、非課税・免税・不課税となるものには、どのようなものがあるか教えてください。

A 主なものに分類すると、次のとおりです。

- ◆ 非課税とされるもの…病院等の社会保険診療収入、百貨店等の商品券等の販売代金、土地売却代金
- ◆ 免税とされるもの…輸出取引等収入
- ◆ 不課税とされるもの…国外取引収入

Q2 交際費は、消費税の課否判定の判断が難しいところとされていますが、主な区分を教えてください。

A 主な区分としては、以下のとおりとなります。

- ◆課税…接待飲食費、ゴルフプレー代、招待旅行、生花代等
- ◆不課税…慶弔費、共済、商品券やクオカードなど物品切手の贈答(贈与)

Q3 人件費関係等における消費税の課否判定を教えてください。

A 役員との委任契約や従業員との雇用契約に基づく労働の対価であり、「事業」として行う資産の譲渡等の対価に当たらないので、不課税とされます。以下、例示してみます。

- ◆不課税…役員報酬・賞与・従業員給与・賞与・退職金・法定福利費・出向料
- 一方、以下は、課税対象です。
- ◆課税…福利厚生費として支払う食事・制服・健康診断・社員旅行（国内）・運動会開催の費用、旅費交通費として支払う通勤手当・定期代・宿泊代・高速代・駐車料等

Q 4 支払手数料で注意すべき課否判定があれば教えてください。

A 次のような課税、非課税があります。

- ◆課税…販売手数料、紹介料、斡旋手数料、振込手数料
- ◆非課税…信販会社（カード）への手数料、行政手数料（各種証明書発行など）、海外送金手数料

Q5 営業外収入は、課否判定が入り乱れて難しいところと一般的にされていますが、主なものについて教えてください。

A 営業外収入を見ると、以下のとおりです。

- ◆課税…自販機手数料、廃材売却代
- ◆非課税…預貯金・公社債等の利子、従業員社員寮費、有価証券売却代金
- ◆不課税…株式の配当金やその他の出資分配金、為替差益、受取保険金、時短要請協力金



労災保険成立時等の書類省略

労災保険の「保険関係成立届」及び「名称、所在地等変更届」において、手続きの際に必要とされる登記事項証明書は、令和3年2月より添付の省略が認められています。

これは「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日）において、事業開始や変更・廃止等の各種手続において必要とされている書類の添付を省略できるようにし

国民負担の軽減と行政運営の高度化を図ろうとしたことから実施されたものです。

なお、労働基準監督署長又は公共職業安定所長は必要があると認めるときは、登記事項証明書その他の届書事項を確認できる書類の提出を求めることができます。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

4月1日現在で普及率が約43%と伸び悩んでいるマイナンバーカードの普及に向け、政府はマイナポイント事業に力を入れています。今年9月末までにマイナンバーカードを取得してマイナポイントに申し込みを行いQRコード決済やクレジットカードなどのキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、5000円を上限に利用金額の25%分のポイントが付与されます。さらに、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込や、公金受取口座の登録を行うとそれぞれ7500円相当のポイントを受けられます。

令和4年度税制改正においては、企業の積極的な賃上げ等を促すための賃上げ促進税制の見直しなど“成長と分配の好循環の実現”に向けた税制措置等が実施されました。一方、注目されていた相続・贈与の一体課税については、検討項目の記載に留まったことから来年度改正に盛り込まれるか気になるところです。

労務関係では、4月からパワーハラスメント防止法が中小企業等でも適用されています。パワハラ防止のための雇用管理上の措置が義務付けられ、対象にはパートや契約社員などの非正規労働者や派遣労働者も含まれています。また、10月からは短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の「特定適用事業所」及び「短時間労働者」の要件が見直され適用事業所が拡大されますので、対象事業所に該当するのかどうか確認が必要です。

皆様方のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

相続税の物納順位

Q 相続税の納税資金が足りず物納を考え
ています。物納には順位があるそうですが、その順位を教えてください。

A 国税は金銭納付が原則ですが、相続税に限り延納でも金銭による納付が困難な場合は、納期限等までに物納手続関係書類を添えて申請書を提出すれば、納付困難な金額を限度に物納が認められます。

物納財産は、課税価格の計算の基礎となった次の財産及び順位で、管理処分不適格財産に該当しないものとされ、後順位の財産は、先順位の財産に適当なものがない場合等に限られます。

- ①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等
- ②不動産及び上場株式（物納劣後財産）
- ③非上場株式等
- ④非上場株式（物納劣後財産）
- ⑤動産

事業所税の損金算入時期

法人税法では、損金算入される租税公課とその損金算入時期が定められています。事業所税は申告納税方式による租税で、納税申告書を提出した事業年度に損金算入されます。また、更正または決定のあったものについては、その更正または決定があった事業年度に損金算入されます。

よって、原則として未払計上が認められていません。しかし、製造原価、工事原価その他これらに準ずる原価のうちに申告期限未到来の納付すべき事業に係る事業所税を損金経理により未払金計上したときは、その損金経理した事業年度に損金算入することができます。

これは、事業に係る事業所税は、その課税標準が給与総額と建物の床面積であるところから、費用収益の対応を考慮されているためです。

なお、仮決算による中間申告においてもこの取扱いの適用があります。